

平成 18 年 2 月 24 日

各 位

会社名 チムニー株式会社 代表者名 代表取締役社長 和泉 学 (JASDAQコード:3362) 問合せ先 常務取締役管理本部長 山口 実 電話番号 03-3626-2341

ストック・オプション (新株予約権) の付与に関するお知らせ

当社は、平成18年2月24日開催の取締役会において、商法第280条ノ20および第280条ノ21の 規定に基づく新株予約権の発行について、下記のとおり、平成18年3月28日開催予定の当社第22 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

本新株予約権は、当社の業績の向上と当社の執行役員および従業員が得られる利益を連動させることにより、当社の執行役員および従業員の業績向上への意欲と士気を高めることを目的として、当社の執行役員および従業員を対象とするストック・オプションとして、発行するものである。

- 2 新株予約権発行の要領
  - (1)新株予約権の割当てを受ける者 当社の執行役員および従業員とする。
  - (2)新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 150,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

### (3)発行する新株予約権の総数

1,500 個を上限とする。

(発行時の新株予約権1個当たりの株式数100株) ただし、上記(2) に定める株式数の調整をおこなう場合には、各新株予約権の目的たる株式数についても同様の調整を行うものとする。

# (4)新株予約権の発行価額

無償とする。

(5)各新株予約権の行使時に払込みをすべき金額

新株予約権の目的たる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権を発行する日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権を発行する日の終値とする。新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は上記行使価額に各新株予約権1個当たりの株式の数を乗じた金額とする。ただし、本新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に各新株予約権1個当たりの株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

① 当社が株式分割または株式併合を行う場合

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 分割・併合の比率

② 当社が時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権(新株予約権付社債も含む)の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く)する場合、または、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合(以下の算式において、新規発行には処分も含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。)

| 新規発行株式数×1 株当たり払込金額 | 既発行株式数+ | 新規発行前の株価 | 新規発行前の株価 | 既発行株式数+ 新規発行株式数

なお、算式中の既発行株式数には当社が保有する自己株式を含まない。

### (6)新株予約権の権利行使期間

平成20年4月20日から平成23年4月20日までとする。

#### (7)新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員および従業員の地位にあることを要する。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- ③ その他の条件については、本株主総会決議および新株予約権発行にかかる取締 役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割

当契約」に定めるところによる。

## (8)新株予約権の消却事由および消却の条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認 (株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議)がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、新株予約権を無償にて消却することができる。
- ② 新株予約権者が、(7)①に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償で消却することができる。
- ③ その他の消却事由および消却条件については、本株主総会決議および新株予約 権発行にかかる取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結 する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## (9)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

- (10) その他、新株予約権の発行に関する詳細については、新株予約権発行にかかる取締役会決議よび新株予約権割当契約により定めるものとする。
- (注)上記の内容については、平成18年3月28日開催予定の当社第22期定時株主総会において「株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件(ストック・オプション付与の件)」が承認可決されることを条件とする。

以 上